

# 地域密着型通所介護の指定に係る事前協議の手続きについて

【令和2年12月改訂版】

## 1 事前協議の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この事前協議の手続きは、市の計画に基づき、新たに地域密着型通所介護を設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を決定するために行うものです。

## 2 対象サービス等

区 分	内 容
サ ー ビ ス 種 類	地域密着型通所介護
対 象 事 業 者	法人（事前協議書の提出時点で法人格を有していること。）
対 象 地 域	市内全域
補 助 金 の 交 付	施設及び設備の整備に当たって、本市からの補助金等はありません。

## 3 事前協議の方法

提出期限	<p>毎月15日（15日が土、日又は祝日のときは、直前の開庁日） ※設置運営事業者の決定後に指定申請を行う必要があるため、指定申請書を提出する月の前月15日までには必ず提出してください。 なお、指定申請書の提出期限は指定を受ける月の前々月の末日です。</p> <p>（例）平成28年11月1日に指定を受ける場合</p> <p>※新築の場合や改築、改装等を行う場合は必ず工事の前に事前協議を行い、設置運営事業者の決定を受けた後で着手してください。 ※事前に提出日時を電話で予約してください。</p>
提出時間	午前8時30分から午後5時15分まで
提出場所	広島市役所本庁舎2階 介護保険課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 082-504-2721
提出部数	1部
提出書類	「提出書類作成上の注意事項」を確認の上、「提出書類一覧表」を参考にして作成してください。
その他	必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

#### 4 設置運営事業者の決定等

##### (1) 設置運営事業者の決定

提出された事前協議書の内容を踏まえ、指定地域密着型通所介護の適正な運営を確保できると認められる者を、設置運営事業者として決定します。なお、設置運営事業者となるためには、別紙2の「地域密着型通所介護設置運営事業者適否判定基準」をすべて満たすことが必要です。

不決定となった場合は、本市の指導を経て事前協議書の見直しを行い、再度、事前協議書を本市に提出することができます。

##### (2) 結果の通知

事前協議書の提出事業者に対し、提出月の翌月10日までに結果を通知します。

#### 5 地元説明

この事業の運営に当たっては、運営推進会議の開催等、地域住民との連携及び協力が必要です。以下のとおり地元説明を行い、その結果及び状況について、所定の様式により報告してください。

説明時期	設置運営事業者の決定後、指定申請書の提出前に行ってください。
説明対象	説明の対象は、整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の設置に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。
説明方法	町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなど適切な方法により丁寧に説明してください。また、町内会に入会していない住民にも配慮してください。
説明内容	事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所開設後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。
報告	地元説明実施後、速やかに「地元住民に対する説明会の議事録（別紙5）」を提出してください。 なお、事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。

#### 6 事業者指定

設置運営事業者決定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保や地元説明等を行い、指定基準を満たした段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

#### 7 事前協議に係る注意事項

##### (1) 事前協議について

- ア 事前協議の際に要する費用は、事前協議者の負担とし、提出された書類は、返却しません。
- イ 事前協議者が事前協議に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を事前協議者が負うこととします。
- ウ 事前協議者から提出された事前協議書を総合的に評価した上で設置運営事業者の決定を行いますので、事前協議書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

(2) 決定取消しについて

- ア 設置運営事業者として決定された後においても、事前協議書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど、介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、決定を取り消すことがあります。
- イ 設置運営事業者として決定された後の事前協議書の内容の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。
- ウ 設置運営事業者の決定が取消しとなった場合、事前協議者が要した経費その他事前協議者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(3) 開設予定地について

- ア 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（残高証明書、融資見込証明書等（事前協議書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。
- イ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(4) 資金計画について

- ア 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。
- イ 既存法人については、直近の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等により現金、普通預金又は当座預金等を確保した場合には、その拳証資料（残高証明書など）を添付してください。

(5) 関係法令等の遵守について

- ア 事前協議書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。
- イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（Tel082-504-2506）にお問い合わせください。
- ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、

都市整備局建築指導課（Tel082-504-2288）又は都市整備局緑政課（Tel082-504-2396）にお問い合わせください。

エ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。

#### ○ お問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

TEL (082) 504-2721

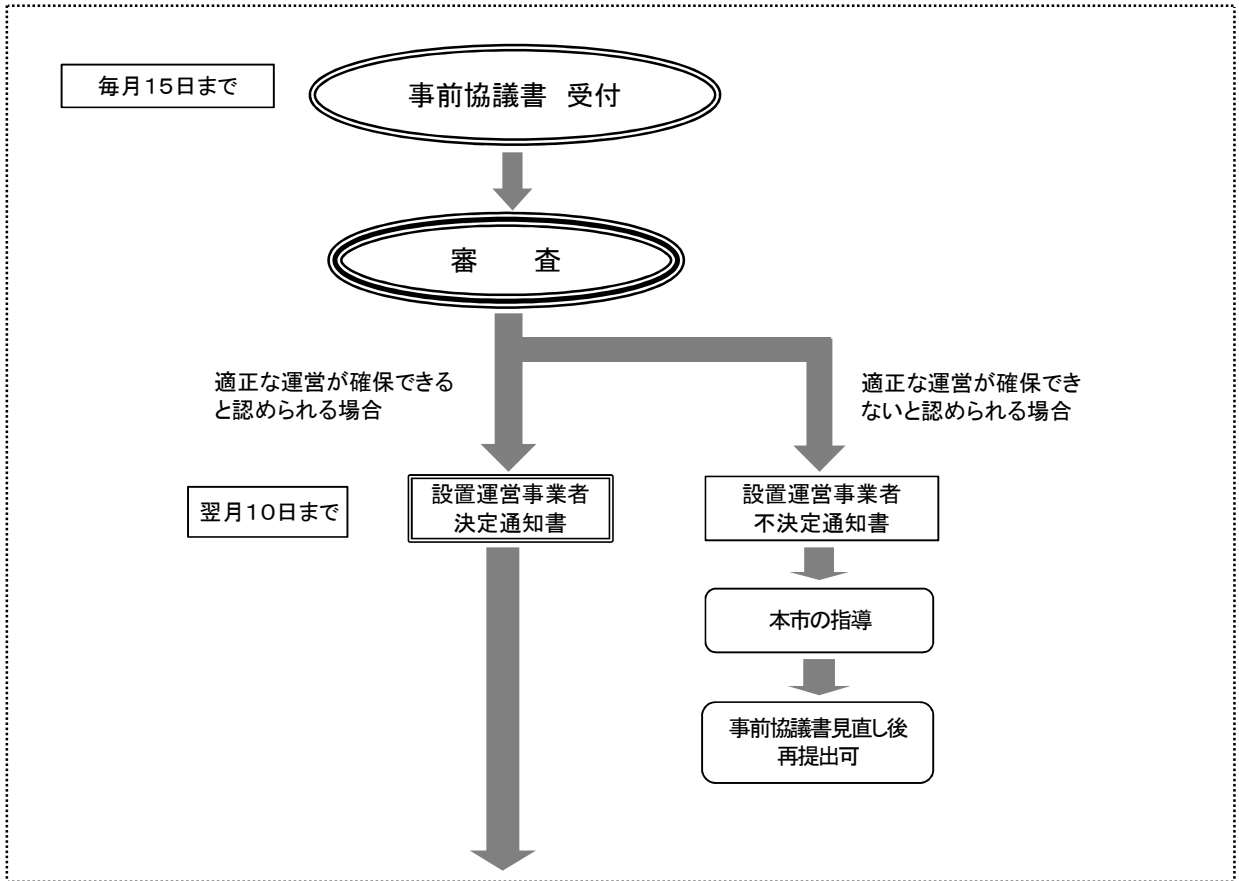
ファックス (082) 504-2136

電子メール [kaigo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kaigo@city.hiroshima.lg.jp)

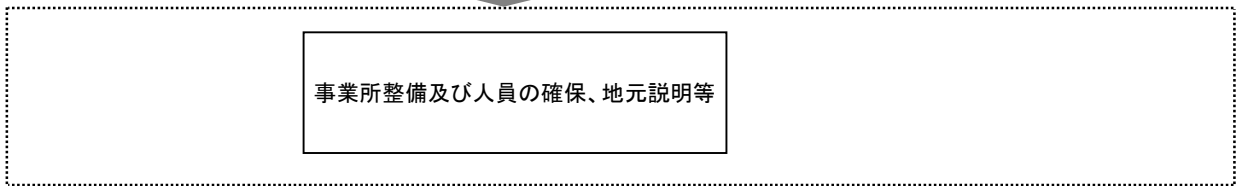
#### ○ 本市ホームページ

広島市ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 様式集（指定・更新申請、変更届、体制届等） > 地域密着型通所介護設置運営事業者の事前協議手続きについて

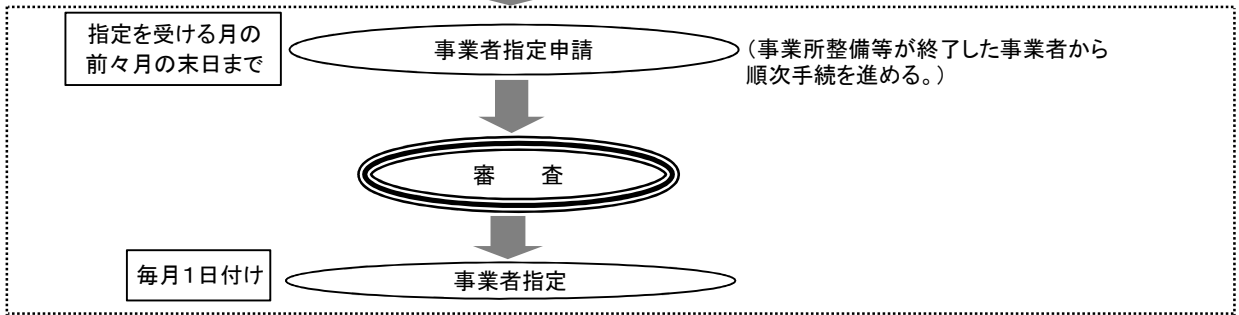
【設置運営事業者の決定】



【事業所整備等】



【事業者指定】



地域密着型通所介護設置運営事業者適否判定基準

1 設置運営事業者（事前協議者）に係るもの

<p>① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。</p> <p>② 介護保険事業の適正な運営を行っていること。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。</li> <li>・ 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。</li> <li>・ 法人の経営状況に問題がないこと。</li> </ul> </div> <p>③ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。</p> <p>④ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p> <p>⑤ 法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成 2 4 年広島市条例第 1 4 号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者<sup>*1</sup>に該当しないこと。</p>
---

2 設置計画に係るもの

<p>開設予定地</p>	<p>各種法令等に適合し、かつ、広島市内に用地確保が確実であること。</p> <p>① 自己所有、借地及び借家により開設予定地が確実に確保できること。</p> <p>② 開設予定地は、公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。</p> <p>③ 開設予定地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと<sup>*2</sup>。</p> <p>④ 開設予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条で定められた土砂災害警戒区域及び第 9 条で定められた土砂災害特別警戒区域（同法に基づく基礎調査の結果として公表された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に相当する範囲を含む。）に指定されていないこと<sup>*2</sup>。</p> <p>※ ただし、現に開設し運営している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所から、事業内容を継続し、地域密着型通所介護事業を実施しようとする場合<sup>*3</sup>には③及び④を適用しないものとする。</p>
<p>設備要件</p>	<p>① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号）で定められた基準を満たすこと。</p> <p>② 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。</p>

※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

※2 開設予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い。

「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが開設予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。

※3 事業内容を継続し、地域密着型通所介護事業を実施しようとする場合とは、次のような場合をいいます。

- 1 現に開設し運営している通所介護事業所を地域密着型通所介護事業所に転換しようとする場合
- 2 現に開設し運営している地域密着型通所介護事業所について、事業承継により開設者が変わることに伴い、新たに事業所の指定を受けようとする場合。

※1、2いずれの場合においても、事業所の所在地に変更がないことが前提となります。

## 提出書類作成上の注意事項

## 1 総括

- (1) 事前協議者において事業計画を作成してください。
- (2) 「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成 24 年広島市条例第 60 号）」並びに「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号）に則して事業計画を作成してください。
- (3) 提出された事業計画書に沿って審査を行うため、内容に漏れや誤りのないよう注意してください。記入漏れがあると、その項目についての評価ができませんので注意してください。
- (4) 口欄がある場合は、該当するものにチェック（✓）又は塗りつぶし（■）してください。
- (5) 事業計画書【様式 1】の記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加し、全て様式内に記入してください。事業者が任意に作成した別紙は審査には用いません。

## 2 図面等の作成について

- ア 図面等は、原則 A3 判サイズ（建物に係る図面は縮尺 1/200 程度。A3 判サイズの場合は A4 判サイズに三つ折りにしてください。）で提出してください。
- イ 面積は、すべて内法で算出（以下「有効面積」という。）し、面積基準（食堂及び機能訓練室の合計面積は利用定員×3㎡）は、有効面積において上回るようにしてください。
- ウ 浴槽の形態（個別浴槽、大型浴槽、機械浴槽等）、トイレの配置状況など、計画している設備はすべて図面に明示してください。

## 3 各種法令の確認

- (1) 都市計画図の「用途地域」及び「その他の規制」  
本市のホームページ「ひろしま地図ナビ」  
(<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>) で入手可能です。
- (2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域図  
広島県庁のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」  
(<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>) で入手可能です。

## 4 提出書類

- (1) 原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一してください。
- (2) 提出書類一覧表等に記載された注意事項を参考に作成し提出してください。



## 提出書類一覧表

※ 「提出要否欄」について、「○:必ず提出すること」、「△:該当する場合に提出すること」

インデックス番号	提出書類	提出に当たっての注意事項	提出要否※	提出確認
1	提出書類一覧表	提出する書類について、「提出確認」欄に「○」を記入すること。	○	
2	事前協議書	代表者印を押印すること。	○	
3	事業計画書【様式1】		○	
4	介護保険事業の実施状況一覧[別紙1]		△	
5	役員等名簿[別紙2]	当該法人の役員全員及び管理者予定者について、氏名、ふりがな、生年月日、住所及び職業が記入されたものを提出すること。 ※法人代表者による原本証明が必要	○	
6	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表[別紙3]	指定の様式を使用すること。 ※事業開始予定年月のもの	○	
7	平面図	各階平面図とは別に、食堂及び機能訓練室の求積図を作成し、提出すること。	○	
8	位置図(付近見取図)		○	
9	「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」、所轄消防署による直近の「立入検査結果通知書」及び建物の「検査済証」	現在地の建物を利用する場合に提出すること。	△	
10	耐震診断結果の概要書	昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は提出すること。	△	
11	広島市税については滞納がない旨の証明書、法人税、消費税及び地方消費税については納税証明書	提出前3か月以内に発行されたものを提出すること。 広島市税:納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税:納税証明書(その3の3)	△	
12	法人決算書の写し(貸借対照表、損益計算書、事業活動計算書等)	直近の法人全体の決算状況が分かる書類を提出すること。 ※法人代表者による原本証明が必要	△	
13	預金残高証明書	法人設立後、決算をまだ実施していない法人にあつては、提出前1か月以内のものを提出すること(複数口座がある場合は、別途一覧表を作成の上添付すること)。	△	
14	融資見込証明書[別紙4]	金融機関からの借入を計画している場合は提出すること。	△	
15	都市計画図の「用途地域」	ひろしま地図ナビにおける「都市計画情報」→「用途地域」で地点情報を表示したもののカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で縮尺1/2500~1/5000程度)。また、開設予定地の範囲を明確にしておくこと。 <参考> <a href="https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal</a>	○	

インデックス番号	提出書類	提出に当たっての注意事項	提出 要否 ※	提出 確認
16	都市計画図の「その他の規制」	ひろしま地図ナビにおける「都市計画情報」→「その他の規制」で地点情報を表示したもののカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で縮尺1/2500~1/5000程度)。また、開設予定地の範囲を明確にしておくこと。 〈参考〉 <a href="https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal</a>	○	
17	土砂災害警戒区域・特別警戒区域図	土砂災害ポータルひろしまにおける「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」のカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で出力項目は「地図と凡例」縮尺1/500~1/3,000程度)。また、開設予定地の範囲を明確にしておくこと。 〈参考〉 <a href="http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx">http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx</a>	○	
18	都道府県等が実施した監査の結果通知(改善勧告、改善命令、指定取消等に限る。)	過去5年度分について漏れなく提出すること。	△	
19	消防職員が実施した立入検査の結果通知(指摘がある場合のみ)及び指摘事項を是正したことがわかるもの	過去5年度分について漏れなく提出すること。	△	
20	建築基準法、都市計画法等の関係法令違反に係る通知(指摘がある場合のみ)及び指摘事項を是正したことがわかるもの	過去5年度分について漏れなく提出すること。	△	
21	暴力団排除に係る適否判定基準確認のための誓約書兼同意書【様式2】		○	